

豊島区パートナーシップ制度 利用の手引き



目次

1. 豊島区パートナーシップ制度を利用することができる方 … P.1
2. 交付までの流れ
 - 2-1 双方が豊島区に住所を有している場合 … P.2
 - 2-2 一方または双方が豊島区に住所を有していないが、豊島区内への転入を予定している場合 … P.4
3. 届出に必要なもの … P.5
4. 交付書類 … P.7
5. 受理証明書および携帯用カードの再交付について … P.8
6. 届出事項に変更があった場合について … P.9
7. 受理証明書等の返還について … P.10
8. 再交付申請、届出事項変更届、受理証明書等返還届における必要書類 … P.11
9. 届出受理の取消について … P.12
10. Q & A … P.13

豊島区パートナーシップ制度とは

パートナーシップの届出に対し、一方又は双方が多様な性自認・性的指向（※）の2人が、互いを人生の伴侶とし、日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した関係にあることを区長が確認の上、パートナーシップ届を受理したことを証明するためのパートナーシップ届受理証明書を交付する制度です。

問い合わせ先

豊島区総務部男女平等推進センター(エポック 10)

豊島区西池袋 2-37-4

としま産業振興プラザ 3 階

TEL:03-5952-9501 / FAX:03-5391-1015 / Eメール:A0011400@city.toshima.lg.jp

ホームページ URL:<http://www.city.toshima.lg.jp/049/1903121050.html>

当制度に関する受付:平日 9 時～ 17 時(毎月最終月曜日は休館のため除く)



1

豊島区パートナーシップ制度を利用できる方

パートナーシップ制度を利用できる方は、以下の項目をすべて満たしている方となります。なお、本制度は**事実婚は対象外**です。



- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認・性的指向（※）の2人であること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び双方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 互いに近親者でないこと。
(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある方同士でないこと。)
- (5) 下記のいずれかの住所要件を満たしていること。
 - ①双方が豊島区内に住所を有していること。
 - ②一方が豊島区内に住所を有し、かつ、他の一方が豊島区内への転入を予定していること。
 - ③双方が豊島区内への転入を予定していること。

※オンラインでの届出は①「双方が豊島区に住所を有している」場合のみ可能。
- (6) 豊島区パートナーシップ届受理証明における取消しを受けたことがないこと。



2-1

交付までの流れ ～双方が豊島区に住所を有している場合～

届出者双方が豊島区に住所を有している場合は、届出方法を以下の2つからお選びいただけます。

- (1) 豊島区男女平等推進センターで届出
- (2) オンライン（東京共同電子申請・届出サービス）で届出

* (1)、(2) どちらの届出方法もできない等の事情がある場合は、男女平等推進センターまでご連絡ください

要件・届出書類確認

対象者の要件と届出に必要な書類をご確認ください。

⇒対象者の要件は1ページ参照
⇒届出時の必要書類は5ページ参照

(1) 豊島区男女平等推進センターで届出

届出日の決定（事前予約）

男女平等推進センターまでお電話ください。
お電話が難しい場合、メールにてご連絡ください。
事前予約、各手続きにおける受付は、原則、**平日 9時～17時**となります。
土曜日に受付をご希望の方はご相談下さい。

所要時間
約30分

男女平等推進センターに来庁

事前予約をした届出日に、必要書類をお持ちの上、**お二人**で男女平等推進センターに来庁してください。届出時に本人確認を行い、受理証明書等の交付手続きを行います。

届出日
当日交付

交付



(2) オンラインで届出

東京共同電子申請・届出サービスの届出・申請フォームへ必要事項を記入

届出者お二人それぞれから届出いただく必要があります。

所要日数
5開庁日

審査

双方届出後、5開庁日以内に審査結果を電子メールでお知らせします。

交付

受理証明書等は、以下のいずれかの方法で受け取ることができます。

男女平等推進センターで受取

双方届出後、7開庁日から受取可能（お一人で受取可）

郵送で受取

双方届出後、7開庁日以内に簡易書留で発送

オンライン(東京共同電子申請・届出サービス)での届出の流れ

東京共同電子申請・届出サービス
へアクセス



←アクセスはこちらから

届出者のうち1人目が
届出・申請フォームへ
必要事項を入力後、送信

届出者お二人それぞれから届出いただく必要があります。

「到達番号」が電子メールで
送付される

1人目の届出が完了すると、「到達番号」が送付されます。
この番号は、パートナーの方が届出する際に届出・申請フォームへ入力する必要があります。

※2人目の届出者が1人目の届出者の到達番号を把握していることをもって、双方に届出の意思があると判断しています。

パートナー(届出者のうち2人目)
が届出・申請フォームへ必要事項を
入力後、送信

2人目の届出者は1人目の届出者に到達番号を聞いた上で、届出・申請フォームへ入力します。
また、2人目の届出者は受理証明書等の受取方法を指定します。受理証明書等は、以下のいずれかの方法で受け取ることができます。

- 【1】男女平等推進センター窓口で受取
- 【2】郵送で受取

※2人目の届出が完了した際も到達番号が送付されますが、この到達番号は特に1人目の届出者に伝える必要はありません。

審査結果が電子メールで
送付される

双方届出後、5 開庁日以内に審査結果を電子メールでお知らせします。不備等がある場合、お電話などでご連絡いたします。

交 付

【1】受理証明書等を男女平等推進センター窓口で受取の場合
受取日時を審査結果の通知メールでお知らせします。
(受取はお一人で可能)

【2】郵送で受取の場合
双方届出後、7 開庁日以内に指定された方の住所へ簡易書留で発送します。

2-2

交付までの流れ

一方または双方が豊島区に住所を有していないが、豊島区内への転入を予定している場合

要件・届出書類確認

対象者の要件と届出に必要な書類をご確認ください。

※一方または双方が豊島区に住所を有していない場合はオンラインによる届出することはできません。

⇒対象者の要件は 1 ページ参照

⇒届出時の必要書類は 5 ページ参照



届出日の決定（事前予約）

届け出ていただく日時を決め、届出当日の必要書類を確認します。

男女平等推進センターまでお電話ください。お電話が難しい場合、メールにてご連絡ください。

事前予約、各手続きにおける受付は、原則、平日 9 時～ 17 時となります。

土曜日に受付をご希望の方はご相談下さい。



男女平等推進センターに来庁

事前予約をした届出日に、必要書類をお持ちの上、お二人で男女平等推進センターに来庁してください。届出時に本人確認を行い、転入予定者受付票を発行します。

※転入予定者受付票発行から 3 か月以内に豊島区在住を証する住民票をご提出ください。



3か月以内



豊島区へ転入

交付日の決定（事前予約）

転入後の住民票を提出いただく日時を決めます。

受付は、原則、平日 9 時～ 17 時となります。土曜日に受付をご希望の方はご相談下さい。

住民票の提出・交付

事前予約をした交付日に、届出者本人（お一人でも可）が男女平等推進センターに来庁してください。届出時に交付した転入予定者受付票及びパートナーシップ届出事項変更届に豊島区在住を証する住民票を添えて届け出てください。本人確認を行い、パートナーシップ受理証明書等を交付します。



3

届出に必要なもの

パートナーシップ届出時、パートナーシップ届受理証明書等交付時の必要書類については下の表のとおりです。

	双方が豊島区に在住している場合	一方または双方が豊島区に住所を有していないが、豊島区内への転入を予定している場合
届出時	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届 (※1) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届出にあたっての確認書 (※1) <input type="checkbox"/> 住民票抄本 (各 1 通) (※2) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (全部事項証明書) (各 1 通) (※3) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (各 1 通)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届 (※1) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届出にあたっての確認書 (※1) <input type="checkbox"/> 住民票抄本 (区内在住者のみ) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (全部事項証明書) (各 1 通) (※3) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (各 1 通)
交付時		<input type="checkbox"/> パートナーシップ届出事項変更届 (※1、※4) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届転入予定者受付票 <input type="checkbox"/> 住民票抄本 (転入者のみ) <input type="checkbox"/> 本人確認書類

- (※1) 男女平等推進センターの窓口で配付しています。また豊島区ホームページからもダウンロードできます。
- (※2) 同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載された住民票 1 通をお持ちください。また、**個人番号 (マイナンバー) が記載されていないもの**をお持ちください。
- (※3) **戸籍抄本 (個人事項証明書) はご利用できません。**外国籍の方はご相談ください。
- (※4) パートナーシップ届出事項変更届は、届出以後、住所・氏名等が変更となった場合に届け出ていただく必要があります。豊島区へ転入された方は、豊島区在住を証する住民票を添えて届け出てください。

<本人確認について>

本人確認に必要な書類については 6 ページをご覧ください。



【本人確認の具体的な証明の例】

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> • 運転免許証 • マイナンバーカード（※） • 写真付き住民基本台帳カード （住所地の市区町村で発行） • 旅券（パスポート） • 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 • 海技免状 • 小型船舶操縦免許証 • 電気工事士免状 • 宅地建物取引主任者証 • 教習資格認定証 • 船員手帳 • 戦傷病者手帳 • 身体障害者手帳 • 療育手帳 • 在留カード又は特別永住者証明書 <p>（※）オンライン申請の場合は、おもて面のみを添付してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 写真の貼付のない住民基本台帳カード • 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 • 共済組合員証 • 国民年金手帳 • 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 • 共済年金又は恩給の証書 • 戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 • 学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの（※） • 国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（※） <p>（※）の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。</p>

【通称の使用を希望される方へ】

◆受理証明書等への通称の使用について◆

性別不平等、区長が特に必要があると認める場合は、受理証明書、携帯用カードに通称を使用することができます。通称の使用にあたり確認を行います。

※通称を使用した場合、受理証明書や携帯用カードの裏面等に戸籍上の氏名等を記載します。

◆通称の確認方法◆

学生証や法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる資料であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点を、パートナーシップ届出の際にお持ちください。

※通称の使用にあたり、必要な書類の詳細についてはお問い合わせください。

4

交付書類

パートナーシップ届が受理された場合、下記の2つの書類を交付します。

(1) パートナーシップ届受理証明書

パートナーシップ届が受理されたことを証明するものです。

男女平等推進センターに来庁の上届出をする場合、2種類のデザインからお選びいただけます。（オンラインで届出の場合は、デザインをお選びいただくことはできません。）お二人に1部交付します。

(2) パートナーシップ届受理証明書携帯用カード

パートナーシップ届が受理されたことを証明する携帯用カードです。
希望する場合は、お二人に1部ずつ交付します。

受理証明書（イメージ）

The image shows a standard A4-sized certificate. At the top center is the TOSHIMA CITY logo (a pink flower) with the text 'TOSHIMA CITY' below it. To the right of the logo is a space for a serial number '第 号'. Below the logo, the title '豊島区パートナーシップ届受理証明書' is centered. Underneath, there are two lines for names and birth dates: '(氏名) _____ (氏名) _____' with '年 月 日生' and '年 月 日生' below each. A small paragraph of text follows: '豊島区男女共同参画推進条例第8条の2の規定に基づき、上記両名が提出したパートナーシップ届を区が確認の上、受理したことを証明します。'. Below this is a line for the acceptance date: '受理日 _____ 年 月 日'. At the bottom right, there is a line for the district chief's name and official seal: '豊島区長 氏名 (公印)'.

携帯用カード（イメージ）

The image shows a smaller, A5-sized portable card. It features the TOSHIMA CITY logo at the top left. To its right is the title '豊島区パートナーシップ届受理証明書' and a space for a serial number '第 号'. Below the logo, there are two lines for names and birth dates: '氏名 _____ 氏名 _____' with '年 月 日生' and '年 月 日生' below each. A small paragraph of text follows: '豊島区男女共同参画推進条例第8条の2の規定に基づき、上記両名が提出したパートナーシップ届を区が確認の上、受理したことを証明します。'. Below this is a line for the acceptance date: '受理日 _____ 年 月 日'. At the bottom right, there is a line for the district chief's name and official seal: '豊島区長 (公印)'.

5

受理証明書および携帯用カード の再交付について

次の場合、所定の申請手続きを行うことによって、パートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを再交付します。

- (1) 紛失、毀損他、特別な事情があると認められるとき。
- (2) パートナーシップ届出時に携帯用カードの交付を希望しなかったが、後日交付を希望するとき。

※ 上記(1)において、毀損により再交付申請を行う場合、毀損したパートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カード（パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。）を返還していただきます。

⇒再交付申請時の必要書類は 11 ページをご覧ください。

男女平等推進センター窓口で手続きする場合（要事前予約）

- 事前予約制のため、男女平等推進センターにお電話または電子メールで、来庁日をご相談ください。なお、受付は原則、平日 9 時～ 17 時となります。土曜日に受付をご希望の方はご相談下さい。
- 予約した日時に、必要書類をお持ちの上、届出者本人（お一人でも可）が男女平等推進センターに来所してください。届出時に本人確認を行います。（所要時間：約 20 分）

郵送で手続きする場合

- **簡易書留**で必要書類を男女平等推進センターまで送付してください。
- 再交付したパートナーシップ届受理証明書等を簡易書留で送付します。（所要日数：男女平等推進センターへ必要書類が到達後、7 開庁日以内に発送）
- 不備等がある場合、お電話などでご連絡いたします。



6 届出事項に変更があった場合について

次の場合は、パートナーシップ届出事項変更届を提出してください。また、パートナーシップ届受理証明書とパートナーシップ届受理証明書携帯用カード（パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。）を提示してください。

- (1) 届出を行った住所に変更があったとき。
- (2) 氏名・通称が変わったとき。
- (3) 届出時に通称の使用を希望しなかった者が、通称の使用を希望するとき。

※ 上記(2)及び(3)の場合、変更前のパートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カード（パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。）を返還していただきます。

⇒再交付申請時の必要書類は 11 ページをご覧ください。

男女平等推進センター窓口で手続きする場合（要事前予約）

- 事前予約制のため、男女平等推進センターにお電話または電子メールで、来庁日をご相談ください。なお、受付は原則、平日 9 時～ 17 時となります。土曜日に受付をご希望の方はご相談下さい。
- 予約した日時に、必要書類をお持ちの上、届出者本人（お一人でも可）が男女平等推進センターに来所してください。届出時に本人確認を行います。（所要時間：約 20 分）

郵送で手続きする場合

- **簡易書留**で必要書類を男女平等推進センターまで送付してください。
- 上記(2)及び(3)の場合、変更後のパートナーシップ届受理証明書等を簡易書留で送付します。（所要日数：男女平等推進センターへ必要書類が到達後、7 開庁日以内に発送）
- 不備等がある場合、お電話などでご連絡いたします。

7

受理証明書等の返還について

次の場合は、パートナーシップ届受理証明書等返還届にパートナーシップ届受理証明書とパートナーシップ届受理証明書携帯用カード（パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。）を添えて返還してください。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が区外へ転出したとき。
- (3) その他、区が規定する要件を満たさなくなったとき。

※ パートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを返還できない場合については事前にご連絡ください。また、パートナーシップ届受理証明書等返還届の届出があった場合、返還届出日以後は、再交付申請によりパートナーシップ受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを再発行することはできません。

⇒再交付申請時の必要書類は 11 ページをご覧ください。

男女平等推進センター窓口で手続きする場合（要事前予約）

- 事前予約制のため、男女平等推進センターにお電話または電子メールで、来庁日をご相談ください。なお、受付は原則、平日 9 時～ 17 時となります。土曜日に受付をご希望の方はご相談下さい。
- 予約した日時に、必要書類をお持ちの上、届出者本人（お一人でも可）が男女平等推進センターに来所してください。届出時に本人確認を行います。（所要時間：約 10 分）

郵送で手続きする場合

- **簡易書留**で必要書類を男女平等推進センターまで送付してください。
- 不備等がある場合、お電話などでご連絡いたします。

8

再交付申請、届出事項変更届、 受理証明書等返還届における必要書類

再交付申請、届出事項変更届、受理証明書等返還届に必要な書類は下記のとおりです。なお、いずれの場合も**必ず届出者双方が自筆してください**。

手続き	必要書類
再交付申請時 (受理証明書および携帯用カードの再交付を希望する場合)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書等再交付申請書 (※1) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書【1部】 (※2) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書携帯用カード【2枚】 (※2、※3) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (※4)
届出事項変更届出時 (届け出た事項が変更になった場合)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届出事項変更届 (※1) <input type="checkbox"/> 変更した事実等がわかる書類 (住民票の写し、通称を使用していることがわかる書類等) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書【1部】 (※5) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書携帯用カード【2枚】 (※3、※5) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (※4)
受理証明書等返還届出時 (証明書等を返還する場合)	<input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書等返還届 (※1) <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書【1部】 <input type="checkbox"/> パートナーシップ届受理証明書携帯用カード【2枚】 (※3) <input type="checkbox"/> 本人確認書類 (※4)

(※1) 男女平等推進センターの窓口で配付しています。また豊島区ホームページからもダウンロードできます。

(※2) 毀損により再交付申請を行う場合、現在所有しているパートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを返還してください。

(※3) パートナーシップ届出時に、パートナーシップ届受理証明書携帯用カードの交付を希望した場合は必要となります。

(※4) 郵送で手続きする場合は、本人確認書類の**コピー**を送付してください。

(※5) 「氏名・通称が変わったとき」、「届出時に通称の使用を希望しなかった者が、通称の使用を希望するとき」は、現在所有しているパートナーシップ届受理証明書及びパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを返還してください。

<本人確認について>

本人確認に必要な書類については 6 ページをご覧ください。

9

届出受理の取消について

次の場合は、パートナーシップ届受理証明取消通知にて受理を取り消し、取り消しを行った事実について区ホームページ等で受理番号を公表します。受理を取り消された場合、パートナーシップ受理証明書およびパートナーシップ受理証明書携帯用カード（パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。）は、男女平等推進センター窓口に戻してください。

- (1) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ届受理証明書等の交付を受けたとき。
- (2) パートナーシップ届受理証明書等を不正に使用したとき。

※不正使用には、改ざん等も含まれます。

Q 1: パートナーシップ制度の利用に費用はかかりますか。

- ・制度の利用やパートナーシップ届受理証明書等の交付に費用はかかりません。ただし、届出の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q 2: パートナーシップ制度の利用に際して、通称は使用できますか。

- ・使用できます。詳しくは 6 ページをご覧ください。

Q 3: プライバシーは守られますか。

- ・オンラインでも届出可能です。(再交付申請、届出事項変更、受理証明書等返還における手続きは郵送で手続き可能です。)
- ・豊島区男女平等推進センターに来庁し手続きする場合は、個室をご用意しております。

Q 4: 豊島区に住んでいなくても届出することはできますか。

- ・3か月以内に転入予定であれば届出可能です。ただし、オンラインによる届出はできません。

Q 5: 手続きは男女平等推進センターへ行かなければできませんか。

- ・「双方が豊島区に住所を有している」方の届出の場合は、オンラインでも可能です。詳しい手続き方法は3ページをご覧ください。また、再交付申請、届出事項変更、受理証明書等返還における手続きは、郵送でも可能です。

Q 6: 豊島区外に転出するときはどうすればいいですか。

- ・返還届を提出するとともに、パートナーシップ届受理証明書と携帯用カードをお持ちの場合は返還する必要があります。詳しい手続き方法は 10 ページをご覧ください。

Q 7: パートナーシップ関係を解消するときはどうすればいいですか。

- ・返還届を提出するとともに、パートナーシップ届受理証明書と携帯用カードをお持ちの場合は返還する必要があります。詳しい手続き方法は 10 ページをご覧ください。

Q 8: オンラインで届出しましたが、審査結果が送付されません。なぜですか。

- ・まず、パートナーの方も東京共同電子申請・届出サービスの入力フォームへ必要事項を記入後、送信されたかご確認ください。審査結果は双方届出後、5開庁日以内に送付します。10日以上経っても審査結果が送付されない場合は男女平等推進センターまでお問い合わせください。

豊島区パートナーシップ制度利用の手引き

2019年4月 作成

2021年1月 改訂

2022年10月 改訂

2023年3月 改訂

豊島区総務部男女平等推進センター(エポック 10)